

国の債権に係る情報の公表

国土交通省（社会資本整備事業特別会計業務勘定）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	平成19年度						平成20年度						平成21年度											
	管理対象債権額		消滅額				管理対象債権額		消滅額				管理対象債権額		消滅額									
	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分	うち		本年度発生分	前年度以前発生分	本年度発生分	うち		前年度以前発生分	本年度発生分	うち		前年度以前発生分	うち								
不納欠損額				うち	不納欠損額				うち	不納欠損額			うち	不納欠損額		うち								
合計							271,602	248,630	22,972	27,756	23,558	—	4,198	—	318,535	243,845	74,689	134,038	128,990	—	5,047	—		
備考							【前年度以前発生分】 都市開発資金貸付金債権 158,844 都市開発事業用地取得推進資金貸付金債権 81,400 【本年度発生分】 都市開発資金貸付金債権 18,766						【前年度以前発生分】 都市開発資金貸付金債権 21,178 【本年度発生分】 不動産売払代債権 21,178 公務員宿舍使用料債権 2,283						【前年度以前発生分】 都市開発資金貸付金債権 156,432 都市開発事業用地取得推進資金貸付金債権 81,400 【本年度発生分】 不動産売払代債権 1,417 公務員宿舍使用料債権 2,159					

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第四百一十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

債権の種類	平成19年度末現在額								平成20年度末現在額								平成21年度末現在額								
	一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額
歳入																									
(款)運用収入																									
(項)運用金回収																									
(目)都市開発資金貸付金債権																									
(目)都市開発事業用地取得推進資金貸付金債権																									
(款)償還金収入																									
(項)償還金収入																									
(目)都市計画事業資金収益回収特別貸付金債権																									
(目)都市計画事業資金収益回収償還時貸付金債権																									
(款)雑収入																									
(項)雑収入																									
(目)諸納付金債権																									
(目)公務員宿舍使用料債権																									
(目)返納金債権																									
(目)延滞金債権																									
(目)損害賠償金債権																									
(目)利息債権																									
合計																									

※1. 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

※2. 「特別会計に関する法律」附則第六十七条第一項第三号の規定により設置された都市開発資金融通特別会計が廃止されたことに伴い、同法附則二百四十九条第三項の規定により都市開発資金融通特別会計の平成十九年度末における権利義務は、本会計の本勘定に帰属した。